

入院時の食事負担額・居住費 (光熱水費)が変更となります

厚生労働省の改正により、入院時の食事負担額と居住費（光熱水費）が令和8年6月1日より変更になります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

食事負担額		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分 ア	現役並み所得者 Ⅲ	510円	550円
区分 イ	現役並み所得者 Ⅱ		
区分 ウ	現役並み所得者 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得者 Ⅱ	240円	270円
区分オ 長期該当 (90日以上入院)	低所得者Ⅱ 長期該当 (90日以上入院)	190円	220円
	低所得者Ⅰ	110円	130円
低所得Ⅱ、低所得Ⅰ、区分オ に該当しない 指定難病対象者		300円	330円

居住費（光熱水費）	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
65歳以上	370円	430円
65歳未満・指定難病対象者	0円	0円